

り増員する事ごなれり。

(二) 川崎汽船和蘭丸の件

右和蘭丸は大正十五年五月中旬三十ヶ月振りにて歸國し、一部の甲機部乗組員はオールサイン後再乗船を願ひ出でたるに對し、同船責任者は在船中の成績良好なる旨證明したるにも拘はらず、會社當局は再乗船を許さず爲に下船問題紛糾したり。仍つて組合は會社當局と交渉し乗組員の希望を貫徹するやう努力せる結果、會社監督組合に來訪し會社の不注意を陳謝するところありたり。

(三) 義州丸事件

大阪商船義州丸の食堂は頗る狹隘不便なるを以て改造されたしは乗組員の年來の希望なりしが、大正十五年七月の定期検査期に於て問題再發し、組合は會社と交渉せる結果、六ヶ月後の中間入渠の際同船中央部石炭船口附近に臨時食堂を新設する事ごなれり。

(四) 東成丸の件

大島汽船東成丸一等運轉士と同船甲板部倉庫番及水夫長との間に、荷物の取り扱ひ其の他の事情にて問題起り、結局普通船員二名は大正十五年十二月十八日に至り、無理解なる一等運轉士の爲め、船員法にて下船せしめられたりとの急報に接し組合は西戸畑出張所長を前後三回に亘り鹿兒島に派し、會社及本船責任者と交渉せしめたる結果、兩名は無條件にて復船し一運は其不法行爲につき百方陳謝する處ありたり。

(五) 長久丸賣船解雇手當の件

長久丸は舊船主小熊商店より乗組員現狀のまゝ、新船主田中商店に賣却さるゝ事ごなりたるにつき小熊商店は一ヶ月分の解雇手當を支給したるが、新船主は本船を山下汽船會社に裸備船したる爲め備船主の都合にて全員繰下船するの餘儀なきに至り新船主と乗組員との間に又々解雇手當問題起せるが、組合は乗組員の爲めに斡旋し、結局昭和二年一月十三日に至り本給の一ヶ月分及び旅費五圓を支給され無事解決したり。

(六) 岸本汽船賣船解雇手當の件

岸本汽船會社は大正十五年末其所屬船神福丸、神島丸、大連丸、富喜丸、神龍丸を栗林汽船會社に賣却せるが、各船乗組員に對しては組合より交渉の結果、年末賞與金の外、勤続十五日未滿は半ヶ月分、三ヶ年未滿は一ヶ月分、三ヶ年以上五ヶ年未滿は二ヶ月分、五ヶ年以上三ヶ月分、以上十ヶ年迄一年を増す毎に一ヶ月分を加ふる割合に於て解雇手當を支給する事ごなれり

(七) 帝國汽船賣船解雇手當の件

帝國汽船孟買丸遠江丸は新船主清水喜太郎氏に賣却さるゝに付き、組合は乗組員解雇手當の件を會社に交渉し、岸本汽船會社の例に習ひ、半ヶ月以上三年以下勤続者に給料の一ヶ月分、三年以上には二ヶ月分、五ヶ年以上には三ヶ月分を支給する事ごなれり。

(八) 内田汽船大連丸賣船解雇手當の件

右船は内田汽船より乗組員現狀の盛賞印さるゝ事ごなり、組合は會社に交渉の果一ヶ月分の解雇手當を支給する事ごせり

(九) 熱田丸賣船解雇手當の件

熱田丸賣船解雇手當は一ヶ月分の給料の外、一人當り七圓五十錢づゝの旅費を舊船主より支出する事ごし解決せり。